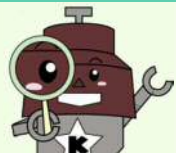


＼高齢者のみなさん！！／

平成30年
4月1日
施行

川口市自転車の安全な利用の 促進に関する条例が制定されました！

自転車の関係する事故を減らすため、条例を制定し、
市民総ぐるみで、自転車の安全な利用の促進に取り組みます！



利用者はどのようなことをすればよいのでしょうか？

交通ルールを遵守しましょう

自転車安全利用五則など交通
ルールは必ず守りましょう。



ヘルメットを着用しましょう

ヘルメットを正しく着用し、
大切な頭部を守りましょう。



夕方と夜間の 交通事故防止対策をしましょう

- 夕方や夜間はライトを
点灯させましょう！
- 衣服・持ち物・
自転車に反射材を
付けましょう。



防犯対策を行いましょう

- 防犯ネットを使用するなどの防犯
対策をしましょう。
- 施錠を徹底しましょう。
- 防犯登録を必ずしましょう。



点検・整備を行いましょう

- 自転車に乗る前に、点検をしましょう。
- 自転車安全整備店で点検・整備を受け
ましょう。

合言葉はブタベルサハラ



▲ 詳しくは、川口市のホームページをCHECK！

平成30年
4月1日
施行

自転車損害保険への加入が義務化！

自転車事故の
高額賠償事例

(神戸地方裁判所、平成25年7月)

9,521万円



◇保険の種類◇

- 以下に付帯する個人賠償責任保険
自動車保険・火災保険・傷害保険
- 自転車向け保険
- TSマーク付帯保険など

自転車保険について詳しくは・・・

埼玉県 自転車条例改正

検索

！
ポイント

- ◆県内で自転車を利用する人の、自転
車損害賠償保険への加入が義務化！
- ◆「補償の上限金額」「示談交渉の有
無」など保険内容の確認を！

こんな事故が起きています！！

❗ここに注意 出会い頭での事故

信号機のない交差点などで、自動車や歩行者と衝突する事故が発生しています。



事故防止のために・・・

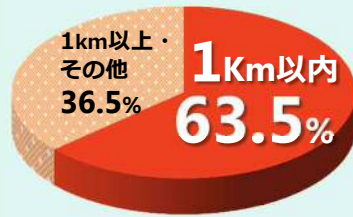
- 一時停止
- 左右の安全確認

標識の見落としに注意するきゅぽ！



❗ここに注意 自宅近くでの事故

通り慣れた道での事故が多く発生しています。



川口市内における自宅から事故現場までの距離別自転車乗用中事故による高齢死傷者数(平成28年中)

少しの**油断**が大きな**事故**に繋がります！



自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は、車道を通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合

- 13歳未満の子供と70歳以上の高齢者など
- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道
- 道路工事など車道や交通の状況から見てやむを得ない場合



2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左端に寄って、通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者の通行を妨げる場合に、自転車を降りて通行するなどの配慮が必要です。

4 安全ルールを守る

- ライトの点灯
- 信号遵守
- 一時停止と安全確認
- 飲酒運転の禁止
- 二人乗りの禁止
- 並進の禁止



5 子どもはヘルメットを着用

＼こんな乗り方も禁止！／ 少しだけでも絶対ダメ！！とても危険な乗り方です。

傘差し
運転等
の禁止



携帯電話
の
使用禁止



イヤホン等
の
使用禁止



＼命を守る／



転ばぬ先のヘルメット

死因の**6割以上**が**頭部損傷**!!



埼玉県内自転車乗用中の交通事故の損傷部位の割合(平成28年中) ※出典(埼玉県警察/HP)

交通事故の被害を軽減させるためにヘルメットをかぶり、頭を守りましょう！



正しくかぶれていますか？

- ☐ 正しい角度でかぶれていますか？
- ☐ あごとあご紐の間に人差し指を一本、入れられますか？
- ☐ 首もとの紐はねじれていませんか？